

(公財) 日教弘教育研究助成事業
鳥取支部 教育団体研究助成 募集要項

教育団体研究助成は、教育の振興に寄与すると認められる団体の特に有益な研究・活動に対し助成を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

鳥取県内で活動する認定こども園・幼・小・中・高・特別支援学校教育に関わる教育関係団体及び教育研究団体が、今年度に行う有益な研究活動を対象とした助成を通して園・学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3) 募集対象

全県規模の教育関係団体及び教育研究団体

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。募集は40件程度とする。
- ② 令和8年度1年間で完了する研究・活動等とします。

(4) 募集期間 令和8年4月1日～令和8年6月22日（申請書必着）

(5) スケジュール

| | | |
|------|-------|-----------------|
| 令和8年 | 6月22日 | 申請締切 |
| | 7月1日 | 教育振興事業選考委員会にて選考 |
| | 7月4日 | 支部幹事会で決定 |
| | 7月中旬 | 採否の結果通知 |
| | 7月下旬～ | 助成金贈呈 |

令和9年 3月12日 成果報告書提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成が決定した事業については、研究・活動等の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

ア 当支部ホームページ (<http://www.kousaikai-tottori.jp/>) を開き、「教育団体研究助成金申請書」をダウンロードしてください。

イ 申請書に必要事項を記入してください。

振込先は団体口座（個人口座ではなく）としてください。

ウ 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部事務局まで、E-mail または郵送にて提出してください。

② 附属資料の提出

ア 参考資料を添付する場合は、上記と同様に E-mail または郵送にて提出してください。

③ 締切 令和8年6月22日とします。(申請書必着)

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名及び助成対象テーマと助成金額や贈呈式の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

3. 助成金額

(1) 1件あたりの助成額

8万円以内とします。ただし、地区別校長会への助成金額については、均等割りと学校数を算出基準にした金額とします。

(2) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者を含む）
- ② 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費等）
- ④ 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします。）

- ⑤ スタッフの人的費・旅費・飲食費、助成団体内部へ還流する謝金・会場費等
- ⑥ その他研究に直接関係がない講演会費、物品費

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

4. 選考

(1) 選考方法

- ① 鳥取支部教育振興事業選考委員会の選考後、鳥取支部幹事会の議を経て支部長が対象団体を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5. 助成対象団体の義務等

- (1) 助成対象者は、申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、研究活動等の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）、会計報告書と合わせて提出してください。
- (2) 提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

6. その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック☑を記入します。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (4) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、あるいは研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け

つけられません。

(5) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(6) 申請者は、本年度当支部のその他助成事業に重複して応募できません。

(7) 助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを次のように必ず記載してください。

「本文の作成にあたり、公益財団日本教育公務員弘済会鳥取支部より令和8年度教育団体研究助成金の助成を受けました。」

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等については「日教弘鳥取支部教育団体研究助成金助成」の名称ラベル等で添付してください。

7. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

〒680-0833

(住所) 鳥取県鳥取市末広温泉町608

TEL 0857-26-5334

E-MAIL : t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp

URL : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>